DPCA　DRONE フライトオペレーター 概要

（講習名）

国土交通省 講習認定団体 操縦技能認証発行
DPCA DRONE フライトオペレーター 技能認定プログラム

（プログラム提供開始年月日）
2016 年 9 月 1 日

（所在地）
601-8005 京都府京都市南区東九条西岩本町 10-2 イリアスオフィス 2F
（一社）ドローン撮影クリエイターズ協会

（連絡先）
TEL：075-606-6865
URL：https://www.dpca-japan.org

（目的）
DRONEフライトオペレーター講習は国土交通省より定められた「無人航空機の操縦技能に係る講習カリキュラム」を基準とし実施します。
DRONEフライトオペレーター講習を受講するということは国土交通省が規定する基本的なドローンの操縦技能を習得するということです。
無人航空機（以下：ドローン）を、正しくより安全に使用できる操縦者を認定する操縦者向けの民間認定資格であり、ドローン運用の正しい知識、正しい操縦方法、そして飛行モラルを習得しているかの確認試験を実施し、認証を与える事業を行い、日本においてドローンの分野で活躍できるプロフェッショナルの拡大に貢献することを目的とします。

（活動の種類）
DRONE フライトオペレーター修了検定試験を実施し、ドローンをより安全に運用する知識・技能を習得し、基準をクリアした者には技能認証を与える活動を行う。この成果を通して新たなドローン産業で活躍出来得る人材の養成に寄与する活動を行っていく。

（認定する航空機種別）
回転翼無人航空機とする。

（認定する技能認証飛行形態）
（1）　人又は家屋の密集している地域の上空
（2）　人又は物件と 30m の距離が確保できない場所
（3）　進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
（4）　地表又は水面から 150m 以上の高さの空域
（5）　催し場所上空の飛行
（6）　日中目視範囲内

（管理者と管理者補佐）
(1) DPCA は以下の責任体制のもと適正な講習及び技能認証にかかる運営管理を行う。（2017 年 9 月現在）

・管理者　　坂口博紀　（ドローン撮影クリエイターズ協会 代表理事）

　　上原 陽一（ドローン撮影クリエイターズ協会 副代表理事）

・管理者補佐　　上田 雄太（ドローン撮影クリエイターズ協会 理事）

・講習運営責任者 杉原 好宣（ドローン撮影クリエイターズ協会 インストラクター）

（管理者および管理者補佐の職務）

【管理者】
管理責任者として、講習団体等の指導及び管理体制の構築及び維持に責任を持つ。 具体的には、講習団体の体制を構築及び維持し、技能認証等を統括的に管理する。

【管理者補佐】
現場の統括管理責任者として管理者の下、講習等の運営・管理について体制全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。また、講習運営に係る事務業務責任者として、統括管理責任者の下で、講習等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

（事務局の職務）
本プログラムの事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置き、事務局長及び職員は、管理者が任命する。

(1)　修了証・技能認証の発行・送付と更新手続き
(2)　修了者データベースの管理
(3)　講習資料の管理
(4)　講習実施日程の管理
(5)　HP 運営の管理
(6)　3 ヶ月ごと国土交通省へ受講者報告
(7)　講習日報の管理
(8)　インストラクター管理
(9)　全体予算管理

附則
この規定は、2017 年 6 月 1 日から適用する